

ごみの野焼きは法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。

また、野焼きで発生した焼却灰は町では回収することができないため、処理が困難になります。さらに、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
※廃ビニールの焼却は不可

※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
（落ち葉たき等）

※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）



事業用の太陽光発電施設を

設置するときには

太陽光発電施設の設置を検討している事業者のみなさんへ

町では、太陽光発電設備の設置及び維持管理に関し、災害の防止、生活環境の保全及び自然環境の保全を図るため必要な事項を定め、町民の安心・安全や良好な居住環境を確保することを目的として、「五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」及び「五霞町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例施行規則」を本年4月1日から施行しています。

町内において、太陽光発電設備の設置を検討されている方は、条例及び規則を確認し、設置の手続きをお願いします。

○条例の主な内容

① 適用範囲
町内で、総発電出力10kw以上の太陽光発電設備を設置する事業者が対象になります。

ただし、当該施設を建築物に設置する場合は、対象外です。

② 事前協議等
太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、あらかじめ、町と協議を行い、近隣関係者への説明、地域住民への周知及び説明会を開催し、理解を得るよう努めなければなりません。

③ 届出及び協議
事業者は、当該設置事業に着手する60日前までに届出をし、町と設置事業に関する協議を開始しなければなりません。
※詳細は、町公式ホームページを参照ください。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）



※通信費は、個人負担となります。

五霞町 太陽光
で検索

令和元年度
境警察署管内における
野焼き検挙件数
2件